

令和5年5月1日
高森町税務課

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の
減免措置終了について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどした世帯に対して、国民健康保険税の免除または減額を実施しておりましたが、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることを踏まえ、令和4年度相当分までで減免措置を終了いたします。

詳しくは、税務課税務係までお問い合わせください。